

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、次の基本的な考え方に沿って、常に最良のコーポレートガバナンスを追求し、その充実に継続的に取り組みます。

- (1) 株主の権利が実質的に確保されるよう努めるものとし、株主の実質的平等性を確保する。
- (2) ステークホルダーとの適切な協働に努め、健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に努める。
- (3) 会社の財政・経営その他の情報を適切に開示し、透明性を確保する。
- (4) 取締役会は、企業戦略に基づく積極果敢な経営判断を行う環境整備を行うとともに、取締役に対する実効性の高い監督を行う。
- (5) 株主との間で建設的な対話を行う。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-4】

議決権の電子行使、招集通知の英訳の導入については、機関投資家や外国人株主の比率等を勘案しながら今後検討してまいります。

【補充原則3-1-2】

英語での情報開示については、機関投資家や外国人株主の比率等を勘案しながら今後検討してまいります。

なお、外国人投資家に対しては必要に応じ英語による対応を行っております。

【原則4-2 取締役会の役割・責務 (2)】

取締役会は、経営陣からの提案を随時受け付け、十分に審議しております。承認された提案が実行される際には、経営陣幹部の意思決定を支援しております。

なお、取締役（社外取締役を除く）の報酬については、中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させた持続的な企業価値向上に資するインセンティブ機能を今後必要に応じて検討してまいります。

【補充原則4-2-1】

取締役（社外取締役を除く）の報酬については、中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させた持続的な企業価値向上に資するインセンティブ機能を今後必要に応じて検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

当社は、取締役会において「あすか製薬株式会社 コーポレートガバナンス基本方針」（以下「当社基本方針」とします）を定めて当社ホームページに開示しており、当社基本方針に基づき、以下のとおりコーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しております。

<http://www.aska-pharma.co.jp/company/governance.html>

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

(1) 上場株式の政策保有に関する方針

当社は、事業拡大や取引関係の維持・強化等の観点から当社の企業価値の維持・向上に資すると判断した株式につき、政策的に長期保有をしております。

ただし、保有先については、その企業業績・財務状況の推移、収益性や成長性を示す経営指標等を精査のうえ毎年取締役会でその継続保有の合理性を判断し、継続保有の合理性が認められないと判断した場合、保有先との対話結果等を踏まえた上で売却も検討しております。

(2) 政策保有株式に係る議決権行使に関する基準

政策保有する株式の議決権行使は、以下の方針に則り実施しております。

1. 保有先との取引関係等を踏まえつつ、その企業業績・財政状態、株主への利益還元姿勢等の検証を通じて、当社の企業価値の維持・向上に資するか否かを総合的に判断しております。
2. 企業価値や株主利益の向上への取り組みに問題があると判断される議案に対しては、保有先との対話結果等を踏まえた上で、その問題の改善に資する内容で議決権の行使をいたします。

(当社基本方針第22条 別紙4、5)

【原則1-7 関連当事者間の取引】

(1) 当社が役員との間で法令に定める競業取引および利益相反取引を行う場合や、主要株主との間で取引を行う場合には、必ず取締役会による承認を得ることとする。また、当該取引のうち、法令上開示が必要な事項については適切に開示する。

(2) 当社は、重要事実管理ならびに役職員等による当社株式等の売買等に関する社内基準を遵守し、関係者による当社株式等の内部者取引を未然に防止する。

(当社基本方針第23条)

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画

経営理念…先端の創薬を通じて、人々の健康と明日の医療に貢献する

ビジョン…競争力のあるスペシャリティーファームを目指す

(当社基本方針 別紙1)

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書Ⅰ1.「基本的な考え方」および「当社基本方針」をご覧ください。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

本報告書Ⅱ1.「取締役報酬関係」報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご覧ください。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

本報告書Ⅱ1.「取締役関係」指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無」補足説明「(1)役員推薦委員会の役割」をご覧ください。

(5) 取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
取締役・監査役候補者の指名理由については、社内役員も含めた全役員について、株主総会参考書類に記載しております。

[補充原則4-1-1]

取締役会は原則毎月1回、必要ある場合は臨時取締役会を随時開催し、法令、定款および当社関連規程の定めに従い、企業戦略等の大きな方向性を示し、それに基づいて経営計画等の経営および業務執行の重要事項を決定し、業務執行を監督する。

また、当社は執行役員制度により経営と執行を分離し、執行役員が業務を執行し、取締役は企業戦略の方針および経営等の重要事項の決定、監督機能の強化など経営・監督機能に専念する。

(当社基本方針第4条)

[原則4-8 独立社外取締役の有効な活用]

取締役は、定款の定めに従いその員数を10名以内とする。また、コーポレートガバナンス体制を強化し、外部の新しい見識を当社の経営に活かせるよう、独立性のある社外取締役を少なくとも2名以上選任する。

(当社基本方針第5条)

[原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]

本報告書Ⅱ1.「独立役員関係」「その他独立役員に関する事項」をご覧ください。

[補充原則4-11-1]

(1) 取締役は、優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者から選任する。

(2) 社外取締役は、別紙6に定める社外役員の独立性に関する基準に照らし、当社の経営からの独立性が認められる者から選任する。

(3) 取締役会は、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる取締役で構成することとし、取締役会全体としての多様性に配慮する。

(4) 新任の取締役候補者は、本条を踏まえ、役員推薦委員会における公正、透明かつ厳格な審議を経て、取締役会で決定される。

(当社基本方針第6条)

[補充原則4-11-2]

取締役が他の上場会社の役員を兼任する場合、当社取締役としての役割および責務を果たせる範囲に限るものとする。また、当社は、毎年重要な兼職の状況につき各取締役に書面で確認し、その内容を適時適切に開示する。

(当社基本方針第8条)

[補充原則4-11-3]

当社は、取締役会の実効性に関する現状認識と更なる向上を目的に、全取締役・全監査役に対するアンケートを毎年実施しております。アンケートの大項目は以下のとおりです。

I) 取締役会の構成

II) 取締役会の運営

III) 取締役会の審議内容

IV) 取締役会を支える体制

実施したアンケート結果をもとに評価・分析したところ、当社取締役会は適切に機能しており、取締役会全体の実効性が確保されていることを確認いたしました。

当社取締役会は、今回の評価結果を踏まえ、更なる取締役会の機能充実に努めるとともに、今後も取締役会の実効性の向上に努めてまいります。

[補充原則4-14-2]

(1) 当社は、役員および執行役員がその役割・責務を果たすために必要とする、経済情勢、業界動向、法令遵守、コーポレートガバナンス、および財務会計その他の事項に関する情報を収集・提供し、職務執行を支援する。

(2) 当社は、社外役員を含む役員に対し、その就任後適時に、当社の経営環境、経営課題および経営戦略等の求める情報を円滑に提供し、役員としての役割・責務を支援する。

(3) 必要と考える場合には、外部専門家の助言や講習会参加等の機会を提供することとし、その費用は会社で支援する。

(当社基本方針第18条)

[原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針]

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の実現のため、株主・投資家から適切な評価と信頼を得ることが不可欠と考え、株主・投資家との対話を合理的かつ継続的に実施する。また、IR活動を通じ、株主・投資家に対し、当社の経営戦略・業績・財務状況・資本政策等を適切に開示・説明することで、株主・投資家による経営戦略等の理解を充実させることに努める。

当社は、IR活動等を含む株主との建設的な対話を促進するため、取締役の中から担当取締役を選任する。担当取締役は、株主・投資家との対話全般について統括し、建設的な対話の実現に努める。

実際の対話は、担当取締役の他、株主・投資家の希望と面談の主な関心事項も踏まえた上で、指名された者が行うが、正確な情報を提供するべく担当部署が各部門と連携の上、対話者を補助する。

対話がより建設的かつ有意義なものとなるよう、適切な情報発信と開示内容や対話手段の充実にも継続的に取り組み、対話内容は必要に応じ、担当取締役を通して取締役会にフィードバックする。

また、対話に際しては、別途定める「広報規程」に従い、未公開の重要情報を特定の者に選別的に開示しないこととする等、インサイダー情報の適切な管理にも努める。

(当社基本方針第21条 別紙7)

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
武田薬品工業株式会社	2,204,840	7.82
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1,931,500	6.85
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,557,600	5.52
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,100,515	3.90
山口 隆	914,470	3.24
あすか製薬従業員持株会	639,340	2.26
株式会社ヤマグチ	556,000	1.97
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	530,281	1.88
日本生命保険相互会社 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	522,569	1.85
トーア再保険株式会社	500,000	1.77

支配株主 (親会社を除く) の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

三井住友アセットマネジメント株式会社および共同保有者である株式会社三井住友銀行から平成29年2月22日付で大量保有報告書、フィデリティ投信株式会社から平成29年2月22日付で大量保有報告書の変更報告書が関東財務局長に提出されております。当社としては当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主には含めておりません。なお、提出された大量保有報告書および大量保有報告書の変更報告書に記載されている内容は以下のとおりであります。

三井住友アセットマネジメント株式会社 保有株式数1,174,900株 (保有割合3.84%)
 株式会社三井住友銀行 保有株式数358,900株 (保有割合1.17%)
 フィデリティ投信株式会社 保有株式数2,420,100株 (保有割合7.92%)

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	医薬品
直前事業年度末における (連結) 従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における (連結) 売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
上田 栄治	弁護士											
吉村 泰典	学者											
山中 通三	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
上田 栄治	○	----	取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために、法務の専門家として、独立性の高い立場から企業法務、内部統制などの幅広い知見に基づき、経営判断に資する助言・提言を行っていただけると判断いたしました。 また、当社の定める社外役員の独立性に関する基準および東京証券取引所の定める独立役員の要件をすべて満たしており、当社の一般株主との間に利益相反を生じる恐れがないことから、独立役員として指定いたしました。

吉村 泰典	○	----	医学者として豊富な専門知識と経験を有しており、社外取締役として独立した立場から、当社の経営に対し重要な役割を果たしていただけると判断いたしました。 また、当社の定める社外役員の独立性に関する基準および東京証券取引所の定める独立役員の要件をすべて満たしており、当社の一般株主との間に利益相反を生じる恐れがないことから、独立役員として指定いたしました。
山中 通三	○	----	企業経営者として豊富な経験と見識を有しており、当社の経営に対し適切な助言・監督を行っていただけると判断いたしました。 また、当社の定める社外役員の独立性に関する基準および東京証券取引所の定める独立役員の要件をすべて満たしており、当社の一般株主との間に利益相反を生じる恐れがないことから、独立役員として指定いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	役員推薦委員会	4	0	2	0	0	2	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬審査委員会	4	0	2	0	0	2	社内取締役

補足説明

(1)役員推薦委員会の役割

役員推薦委員会は、取締役会の諮問委員会として、取締役、監査役の選任・解任および再任手続において、会社の業績等も踏まえた上で公正かつ透明性の高い審議を行い、委員会案を決定し、経営会議および取締役会に付議する。

(当社基本方針第13条)

(2)役員推薦委員会の構成

役員推薦委員会は、代表取締役、専務以上の役付取締役等および社外委員で構成する。役員推薦委員会の半数以上は社外委員とし、社外役員または社外有識者から取締役会が選任する。

(当社基本方針第14条)

(3)報酬審査委員会の役割

報酬審査委員会は、取締役会の諮問委員会として、取締役の報酬に関わる事項について、公正かつ透明性の高い審議を行った上で委員会案を決定し、経営会議および取締役会に付議する。

(当社基本方針第15条)

(4)報酬審査委員会の構成

報酬審査委員会は、代表取締役、専務以上の役付取締役等および社外委員で構成する。報酬審査委員会の半数以上は社外委員とし、社外役員または社外有識者から取締役会が選任する。

(当社基本方針第16条)

なお、役員推薦委員会および報酬審査委員会の委員の「その他」は、社外監査役となります。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、定期的および必要に応じて会合をもち、連携を図っております。さらに、会計監査人と監査役・財務責任者および経営者と監査役の意見交換が行われ、コーポレート・ガバナンス体制の維持・強化を図っております。

内部監査部門に関しては、監査部が内部監査規程に則り監査を行っております。監査結果は社長および監査役会にそれぞれ報告され、内部統制システム構築に活かされております。また、監査役と監査部は定期的および必要に応じて会合をもち、監査計画、重点監査項目等について意見交換を行うなど連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
折木 榮一	税理士													
木村 高男	他の会社の出身者													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
折木 榮一	○	----	税理士として、独立性の高い立場から、主に税務・財務等の専門的見地に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っていただけると判断いたしました。
木村 高男	○	----	また、当社の定める社外役員の独立性に関する基準および東京証券取引所の定める独立役員の要件をすべて満たしており、当社の一般株主との間に利益相反を生じる恐れがないことから、独立役員として指定いたしました。
			医薬品開発に精通しているだけでなく、企業経営に関する豊富な経験も兼ね備えており、客観的・中立的な立場から当社の取締役会に対する監査を適切に行っていただけると判断いたしました。
			また、当社の定める社外役員の独立性に関する基準および東京証券取引所の定める独立役員の要件をすべて満たしており、当社の一般株主との間に利益相反を生じる恐れがないことから、独立役員として指定いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	5名
-------------------------	----

その他独立役員に関する事項

当社と独立役員との関係について、下記の当社の社外役員の独立性に関する基準に抵触しないものについては記載を省略しております。

社外役員の独立性に関する基準

1. 本基準における独立性を有する社外役員とは、法令上求められる社外役員としての要件を満たす者、かつ次の各号のいずれにも該当しない者をいう。

- (1)当社またはその関係会社（以下、「当社グループ」という。）の業務執行者（注1）、またはその就任前10年間に於いて当社グループの業務執行者であった者
- (2)当社の主要株主（注2 過去3年間に於いて主要株主であった者を含む）、その者が法人・団体等である場合の業務執行者、もしくは当社が主要株主になっている（過去3年間に於いて主要株主であった場合を含む）法人・団体等の業務執行者
- (3)当社グループと重要な取引関係がある会社（注3）またはその親会社もしくはその重要な子会社の業務執行者
- (4)当社グループから役員報酬以外に多額の報酬その他財産（注4）を得ている弁護士や会計士、コンサルタント等または法人・団体等の業務執行者
- (5)当社グループから一定額を超える寄付等（注5）を受けている法人・団体等の業務執行者
- (6)当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者または過去3年間に於いて当社グループの会計監査人である監査法人に所属していた者
- (7)当社グループから取締役を受入れている、または過去3年間に於いて当社グループから取締役を受入れていた会社またはその親会社もしくはその子会社等の業務執行者
- (8)上記(1)から(7)までのいずれかに該当する者の配偶者または二親等以内の親族
- (9)その他、当社の一般株主全体との間で上記（1）から（8）までで考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれがある者

（注1）業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員、業務を執行する社員、その他これらに類する役職者をいう。

（注2）主要株主とは、総議決権の10%以上を直接または間接に保有する株主をいう。

（注3）重要な取引関係がある会社とは、以下のいずれかに該当する者をいう。

（i）当社を重要な取引先とする者

直前3事業年度のいずれかに於いて、その者の連結売上高の2%を超える金額の支払を当社グループから受けた者

（ii）当社の重要な取引先である者

直前3事業年度のいずれかに於いて、連結売上高の2%を超える金額の支払を当社グループに行っている者、または直前事業年度末における当社グループの借入額が当社連結総資産の2%を超える融資を当社グループに行っている者

（注4）多額の報酬その他財産とは、直前3事業年度平均で年間1,000万円、当該財産を得ている者が法人・団体等の場合は、直前3事業年度平均で当該団体等の直前事業年度における年間総収入の2%をそれぞれ超える報酬その他財産上の利益をいう。

（注5）一定額を超える寄付等とは、当社が行った寄付等が、直前3事業年度平均で年間1,000万円が当該法人・団体等の直前事業年度における年間総収入の2%のいずれか大きい額を超える寄付・助成をいう。

2. 上記（1）から（9）のうち抵触するものがある場合でも、役員推薦委員会がその独立性を総合的に判断し独立性を有する社外役員として相応しい者と認められれば、独立性を有する社外役員候補者として選定することができる。その場合においては、当該人物が会社法上の社外役員の要件を充足しており、独立性を有する社外役員として相応しいと判断した理由等について対外的な説明ができることを条件とする。

（当社基本方針第6条 別紙6）

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明

取締役（社外取締役を除く）の報酬については、中長期的な会社の業績や潜在リスクを反映させた持続的な企業価値向上に資するインセンティブ機能を今後必要に応じて検討してまいります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

平成28年度の取締役に対する報酬は、5名の社内取締役に対する報酬として1億2千5百万円（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）、社外取締役2名に対する報酬として1千9百万円であります。また、監査役に対する報酬は、平成28年6月29日開催の第96回定時株主総会終結の時をもって退任した1名を含む社内監査役3名に対する報酬として3千5百万円、同じく退任した1名を含む社外監査役3名に対する報酬として1千2

百万円であり、役員報酬の合計額は、1億9千2百万円であります。また、これとは別に、役員退職慰労引当金の当期繰入額（取締役2千1百万円、監査役5百万円）があります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役報酬の方針および手続

- (1) 当社の取締役報酬は、「透明性」「公正性」「客観性」を確保することとし、報酬体系ならびに報酬額については、報酬審査委員会にて審議し、取締役会にて決定する。
- (2) 取締役（社外取締役を除く）の報酬については、中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させた持続的な企業価値向上に資するインセンティブ機能を今後必要に応じて検討する。
- (3) 社外取締役の報酬については、定額報酬のみで構成することとする。

（当社基本方針第17条）

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役および社外監査役に対しては、取締役会事務局（経営企画部）、総務部が窓口となりスケジュール連絡やニュースリリース伝達などのサポートを行っております。また、重要な案件に関する事前連絡を徹底し、取締役会、監査役会での議論に資するよう、情報共有を図っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

取締役会は原則毎月1回、必要ある場合は臨時取締役会を随時開催し、法令、定款および当社関連規程の定めに従い、経営戦略の方針や経営に係る重要事項を決定し、業務執行に対する監督を行っております。また、経営会議を原則毎月2回開催し、経営に関する案件の審議・決定、経営方針や経営戦略等の重要案件の審議を行っております。

また、執行役員制度を執り、執行役員が業務を執行し、取締役は経営・監督機能に専念しております。当制度の下、社長と各部門の執行責任者による部門執行責任者会議を月2回程度開催し、取締役会、経営会議での決議事項の実施・進捗状況の報告や課題、改善策の検討を行っております。

さらに、監査役会、会計監査人、監査部による監査が、各々の監査計画に従い実施され、社長、取締役会に報告されております。社長と監査役・会計監査人、監査役と会計監査人、会計監査人と財務担当取締役が定期、不定期に会合を開催し、連携を保っております。なお、監査役の機能強化に係る取組み状況につきましては、本報告書Ⅱ1.「監査役関係」「監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況」および「社外取締役（社外監査役）のサポート体制」をご参照ください。

取締役の選任、取締役の報酬につきましては、本報告書Ⅱ1.「取締役関係」「指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無」補足説明「(1)役員推薦委員会の役割」および「取締役報酬関係」報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご覧ください。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、コーポレート・ガバナンスの充実を株主価値向上のための重要課題であるとの認識の下で、経営の監督と執行の機能分担を明確にして、取締役会における迅速かつ適切な経営判断と機動的な業務執行に努めております。

社外取締役は、独立性の高い立場から、取締役会での議案審議等において適宜必要な発言をすることにより、取締役会における監視・牽制の機能を果たす他、外部の幅広い知見に基づく助言・提言により、取締役会が適切かつ柔軟な経営判断を下すための機能を果たしております。

当社といたしましては、現在のところ上記のコーポレート・ガバナンス体制が十分にその機能を果たしていると考えております。

今後も、現体制の一層の充実・強化を図ってまいります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	今年は、株主総会の3週間前に発送しました。 直近の株主総会開催日：平成29年6月29日 招集通知の発送日：平成29年6月7日
その他	株主様への発送に先立ち、平成29年6月1日に、東証および当社ホームページに招集通知データを公開しました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社コーポレートガバナンス基本方針第21条別紙7にて定め、当社ホームページに開示しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期に1回、第2四半期および年度決算発表後に、代表者自身が経営方針等につき説明しております。	あり

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社企業行動憲章および社内規程（コンプライアンス行動規準）を設け、ステークホルダーの立場の尊重を規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社のCSR活動、環境、ガバナンス、コンプライアンス等の取り組みをはじめ、より詳細な事業戦略や財務情報を総合的に記載した「あすかレポート」を作成し、当社ホームページに掲載しております。
その他	社員一人ひとりの人権と個性を尊重しており、女性社員のキャリア形成・活躍推進をはじめ、勤務時間限定制度、勤務地限定MR制度を設けるなど、社員全員が活躍できる企業風土の醸成に努めております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、平成18年5月15日の取締役会において「内部統制システムの構築に関する基本方針」を決議し、その後追加決議を通じて同方針に基づく業務の適正を確保しており、現在の基本方針は以下のとおりとなっております。今後も社会の変化に応じて見直しを行い、内部統制システムの改善・強化に努めてまいります。

①取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当社および子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

・当社は、コンプライアンス・プログラムを制定し、国の内外を問わず、人権を尊重するとともに、関係法令、規則等を遵守するとともに、その精神を尊び、高い倫理観と社会的良識を持って行動する旨定めている。

・当社は、この実践のため、取締役が率先垂範して本プログラムに従い行動するとともに、コンプライアンスに関する啓発、教育を通じてグループ全体への企業倫理の徹底を図る。

②当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

・取締役は、その職務の執行に係る文書（電磁的記録を含む）、その他の重要な情報を文書規程、その他の規程に基づき適切に保存し管理する。

・当社は、グループ文書管理規程に基づき、グループ全体の情報の保存および管理体制を構築している。

・当社は、情報セキュリティポリシーに基づき、情報資産の安全性および信頼性の確保に努めている。

③当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・当社は、経営危機管理規程に基づき、リスクの分類、有事の際の情報伝達体制等を規定しており、リスク管理に関する啓発、教育を通じて、グループ全体としてのリスク管理体制を徹底する。

④当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・当社は、取締役会を原則毎月1回、必要ある場合は臨時取締役会を随時開催し、経営の執行方針、経営に関する重要事項を決定し、業務執行を監督している。

・当社は、経営会議を原則毎月2回開催し、経営に関する案件の審議・決定、経営方針や経営戦略等の重要案件の審議を行っている。

・当社は、執行役員制を執っている。これにより取締役は経営の迅速化、監督機能の強化など経営機能に専念している。さらに、社長と各部門の執行責任者との部門執行責任者会議を月2回程度開催し、取締役会、経営会議での決議事項の実施・進捗報告および課題、改善策の検討を行っている。

・当社は、上記の各機能を活かして現体制を継続するとともに、業務の効率性と内部統制の実効性を確保するためIT化を推進する。

⑤当社の使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

・当社は、コンプライアンス・プログラムを策定し、定期的な教育およびその浸透度の調査を通じて従業員に周知徹底している。

・当社は、コンプライアンスに関する相談窓口として内部通報制度を活用する。

⑥次に掲げる体制その他の当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

・当社は、子会社の統括部署を定めて総合的に管理しているほか、グループ会社責任者会議を年4回開催し、情報を共有している。

ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・各子会社は、当社の統括部署の指揮のもと、リスク管理に関する体制を強化する。

ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・各子会社は、当社の統括部署の指揮のもと、職務の執行が効率的に行われる体制を強化する。

・当社は、子会社の事業遂行のための適切な支援を行っている。

ニ. 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

・当社内部監査部門が、内部監査規程に基づき監査を実施している。

・当社は、内部通報制度を子会社も対象に含めて運用している。

・当社は、財務報告に係る適正性を確保するために必要な内部統制を整備し、財務報告の信頼性の確保に努める。

⑦当社の監査役が、その職務を補助すべき使用人（補助使用人）を置くことを求めた場合における補助使用人に関する事項および補助使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびに監査役の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

・当社は、監査役から補助使用人を求められた場合は、監査役付とし、専任の使用人とする。

・当社は、補助使用人の任命、人事異動につき、事前に監査役の同意を得る。

・補助使用人に対する指揮命令権は各監査役に属するものとし、補助使用人の人事課は常勤監査役が行う。

⑧次に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

イ. 当社の取締役および使用人が当社の監査役に報告するための体制

・取締役は、職務執行に関して重大な法令、定款違反、企業行動基準違反もしくは不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときは、遅滞なく取締役会および監査役会に報告する。

・当社は、内部通報制度を活用し、監査役に報告する体制を強化する。

ロ. 子会社の取締役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

・子会社の監査役は、当社の監査役と定期的に会合して、相互に情報提供や意見交換を行っている。

・各子会社は、グループ会社責任者会議での審議事項等を監査役に報告している。

・子会社においても、当社の内部通報制度を活用し、監査役に報告する体制を強化する。

⑨前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

・当社は、内部通報制度の相談内容について秘密を厳守し、相談した者への不利な取扱いを禁止している。

⑩当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

・当社は、監査役の請求に基づき、監査役の職務の執行上必要な費用の全額を支払う。

⑪ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・当社は、社長と監査役が定例会合だけでなく可能な限り会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見の交換のほか、意思の疎通を図る。

・当社は、監査役と社長および会計監査人との連携を図り、実効ある監査を支援するため、内部監査部門の充実を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

(1) 当社は反社会勢力との一切の関係を持ちません。また反社会勢力から接触を受けた時は、ただちに警察に通報するとともに、暴力的要求や不当請求に対しては法律顧問弁護士と連携して組織的に対処します。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(1) 当社は企業行動憲章に、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決し、不当、不法な要求には一切応じない旨規定しております。

(2) 当社企業行動憲章は、当社ホームページに掲載しております。

(3) 当社グループの全役員および使用人は、企業行動憲章、コンプライアンス行動規準および内部通報制度等が記載されたコンプライアンス・プログラムの遵守に努めております。

(4) これら勢力に対する対応は、総務部が統括し、特殊暴力防止対策連合会に加盟する他、所轄警察署および株主名簿管理人等から最新の関連情報を収集するなど、不測の事態に備えるよう努めております。

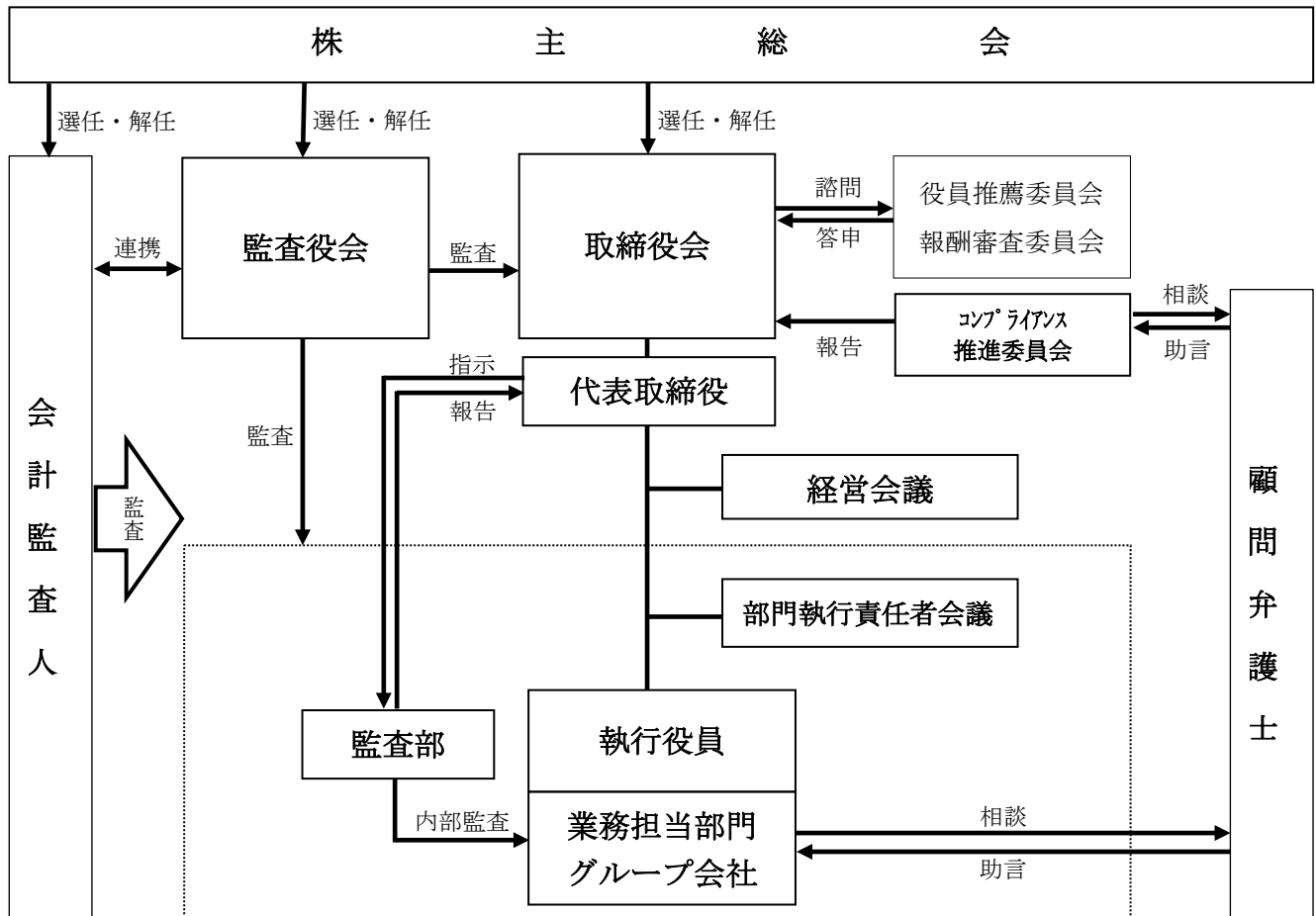
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

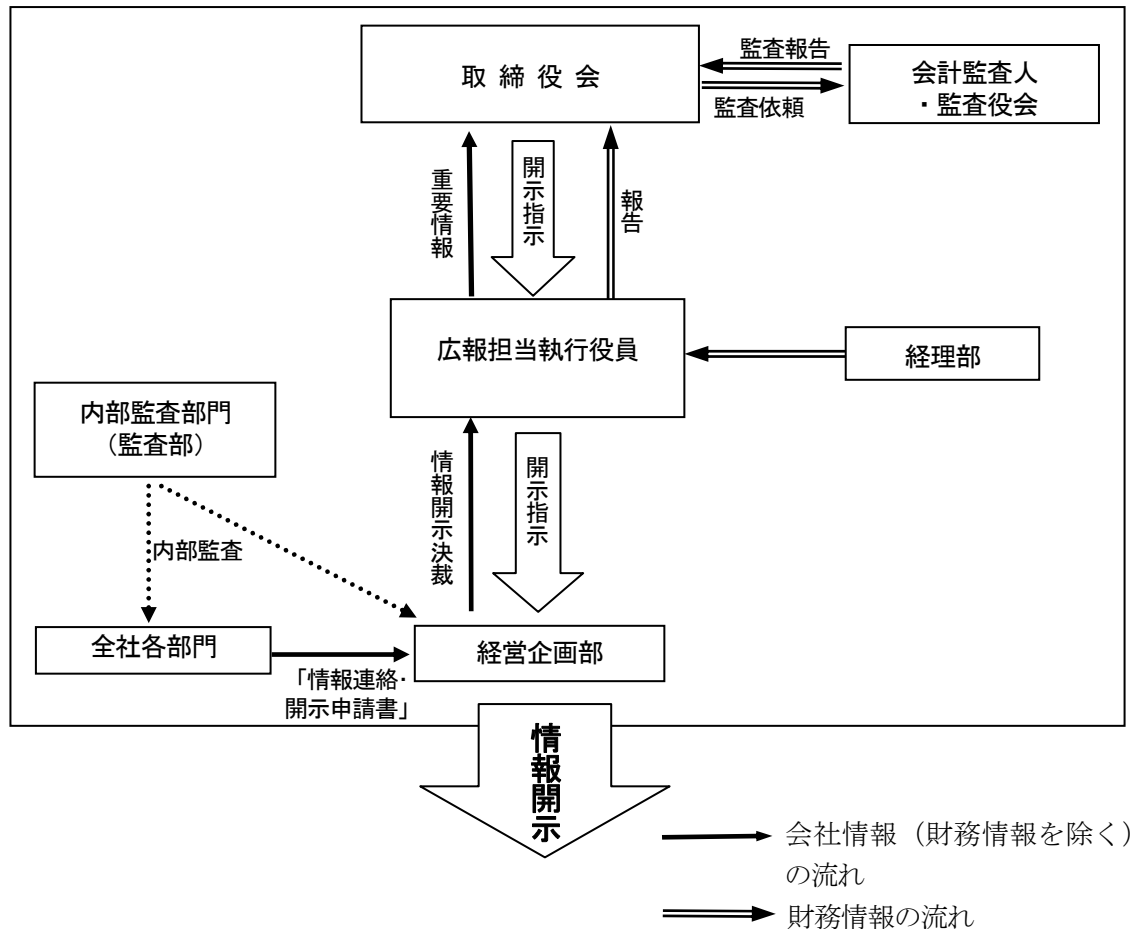
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレートガバナンスの体制図



適時開示体制の概要（模式図）

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。



当社は社内規程として「広報規程」を定め、金融商品取引法および東京証券取引所の定める適時開示規則により開示が要請される重要事項、全社各部門で入手した重要情報ならびに投資判断に重要な影響を与えと思われる情報について、的確な会社情報の適時開示に努めております。

情報開示に関する決裁を広報担当執行役員が、情報開示を経営企画部がそれぞれ担当し、情報収集・開示活動の管理、推進を行っております。

全社各部門は、適宜「情報連絡・開示申請書」を通じて、重要情報の報告に努めております。また、取締役会は、情報開示に関し監査役および会計監査人から、定期的な会計監査に加えて助言・指導を受けております。

全社各部門および経営企画部は、情報開示に関する社内体制の運用につき、定期的に内部監査部門（監査部）の監査を受けております。

以 上